



発電設備の工事、維持及び運用における主任技術者の選任について（その2）

10月号では、電気事業法上、事業用電気工作物に区分される発電設備に対して主任技術者の選任が義務付けられていること、また、選任する主任技術者が発電設備の種類に応じて定められていること等について説明しました。

11月号では、主任技術者のうち発電設備の種類にかかわらず選任が義務づけられている電気主任技術者の選任方法について紹介します。

生徒 事業用電気工作物に区分される発電設備の設置者には、電気主任技術者の選任が義務付けられていますが、この電気主任技術者の選任にはどのような方法がありますか？

先生 電気事業法では電気主任技術者の選任方法として、表1に示す4つの選任方法を定めています。

表1 電気主任技術者の選任方法

| |
|-------------------------------------|
| 1 有資格者（※）を選任する場合（届出） |
| 2 有資格者（※）以外の者を選任する場合（選任許可） |
| 3 他の事業場の主任技術者に選任されている者を選任する場合（兼任承認） |
| 4 主任技術者を選任しないことのできる事業場の場合（外部委託承認） |

※有資格者とは、電気主任技術者免状の交付を受けている者をいう。

生徒 4つの選任方法の内容について、詳しく具体的に教えてくださいませんか？

先生 それぞれの選任方法は、次のとおりです。

1 有資格者を選任する場合（届出）

電気事業法第43条第1項により、有資格者の選任は発電設備の設置に係る事業場の従業員の中から行う。

ただし、法令で定める要件を満たす派遣労働者や設置者から保安管理業務の委託を受けている者であって、それぞれ選任する事業場に常時勤務する者も選任することができる。

2 有資格者以外の者を選任する場合（選任許可）

電気事業法第43条第2項により有資格者以外であっても、当該事業場の保安の監督を行う能力があると経済産業大臣（又は所轄産業保安監督部長）から認められた者は、選任を許可される。

この場合、経済産業大臣（又は所轄産業保安監督部長）へ主任技術者の許可申請を行い、審査を受けなければならない。

なお、発電設備関係での許可の対象は、出力500kW未満の発電所とされている。

3 他の事業場の主任技術者に選任されている者を選任する場合（兼任承認）

電気事業法施行規則第52条第3項で、主任技術者の保安の監督は1事業場又は1設備とされているが、保安上支障がなく、かつ、経済産業大臣（又は所轄産業保安監督部長）の承認を受けた場合は、他の事業場の主任技術者として選任された者が、当該事業場の主任技術者として職務を兼任することが認められている。

4 主任技術者を選任しないことのできる事業場の場合（外部委託承認）

電気事業法施行規則第52条第2項では表2に掲げる発電設備等に係る事業場であって、同施行規則第52条の2の要件に該当する法人（電気保安法人）又は個人（電気管理技術者）と保安管理業務の委託契約がなされ、かつ、経済産業大臣（又は所轄産業保安監督部長）の承認を受けた事業場については、主任技術者を選任しないことができる。

表2 外部委託の対象となる発電設備等

| 発電設備等 | 規 模 |
|---------------|-----------------|
| 太陽電池発電所、風力発電所 | 出力2,000kW未満のもの |
| 水力発電所、火力発電所 | |
| 燃料電池発電所 | 出力1,000kW未満のもの |
| 需要設備 | 受電電圧7,000V未満のもの |

生徒 近年、ビル等の所有と運営が分離され、ビルの運営を専門会社に、また、公共施設においては施設の運営を民間会社に、それぞれ委託するケースが増えています。このような場合、電気主任技術者の選任はどのように行うことになりますか？

先生 ビル等の所有者がその運営を専門会社や民間会社に委託するというような状況を踏まえ、主任技術者制度の法的な運用を定めた「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」において、「みなし設置者」が新たに定義され、みなし設置者でも電気主任技術者の選任等を行うことができることになりました。

みなし設置者については、次の「Q & A」で具体的に解説されています。

「電気主任技術者制度に関するQ & A」一部抜粋 (平成27年4月 経済産業省商務流通保安グループ電力安全課)

1.3 みなし設置者について

該当箇所：内規1.（2）

Q. みなし設置者とは何でしょうか？ みなし設置者ができる手続きには何がありますか。

A. 外部委託により、本来の設置者から自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者のうち維持・管理の主体である者であって、当該自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者については、設置者とみなし電気主任技術者の選任及び保安規程に係る届出・申請を行うことができます。この設置者とみなされた者を「みなし設置者」といいます。そのため、それ以外の手続きは本来の設置者が行うことになります。